

陳情文書表

令和8年第2回神奈川県議会定例会

令和8年6月26日

陳情番号	106	付議年月日	8.6.12
件名	患者の診療情報アクセス権等の保障について、国へ意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	厚木市愛名1264-11 ベリーランズ101 長澤直人		
<p>第1 陳情の趣旨</p> <p>神奈川県議会におかれましては、患者の診療情報アクセス権及び説明請求権の実効的保障を図るため、地方自治法第99条に基づき、国会、厚生労働省その他関係行政庁に対し、制度改善を求める意見書その他必要な文書を提出されるよう陳情いたします。</p> <p>第2 陳情の理由</p> <p>私は、東海大学医学部付属病院に対し、自らの診療内容及び診断根拠について説明を求めました。</p> <p>しかしながら、同病院からは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存記録に基づく説明に限ること 2 説明事項をA4用紙1枚程度に整理すること 3 大量資料は受理できないこと 4 診療録等に記載されていない事項については説明しないこと <p>との対応が示されました。</p> <p>本件は、障害認定、補装具利用、移動能力評価等、日常生活上の支援内容に係る診断内容を明確にするための診療情報の説明要請であり、患者として診断根拠を十分に確認し、必要な質問及び意見表明を行う必要があります。これらの説明を求めるには、相当量の説明事項を整理して提示する必要があります。</p> <p>しかしながら、説明事項をA4用紙1枚程度に限定する運用は、複雑かつ長期に及ぶ診療経過を有する事案において、患者による詳細な検証及び自己情報アクセスを著しく困難にするおそれがあります。</p> <p>第3 これまでの対応経過</p> <p>私は本件について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公益社団法人神奈川県医師会に対し、是正指導申出書を提出 2 神奈川県医療安全相談センターに対し、是正指導申出書を提出 3 関東信越厚生局に対し、是正指導申出書を提出 4 厚生労働省に対し、是正指導申出書を提出 5 厚生労働省に対する是正指導申出回答未了に関する確認通知書を提出 6 厚生労働省に対し、是正指導申出に関する行政文書開示請求を実施 <p>しています。</p> <p>しかし、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 神奈川県医師会は実質的回答を行っていません。 (2) 神奈川県医療安全相談センターは、説明書作成の基準等は各医療機関が個別に設定する事項である旨回答し、「A4用紙1枚程度にまとめるのも一案」との提案がなされ、さらに、「当センターは助言機関である」と回答し、自らの関与を助言に限る旨を示し、 			

実質的な是正措置には至っていません。

(3) 関東信越厚生局は、保険診療に係る療養の給付等に関する事項ではないとして指導監督権限を有しない旨回答しました。

(4) 厚生労働省については現在審査中です。

その結果、本件について実効的な検証又は救済を行う主体が不明確な状態が継続しています。

第4 日本国憲法第13条

日本国憲法第13条は、すべて国民が個人として尊重されることを定めています。同条の趣旨に照らせば、自己に関する医療情報へアクセスし、その内容を理解した上で治療及び生活上の意思決定を行う利益は、個人の尊重及び幸福追求権の重要な内容を構成するものであり、医療においては、患者が自己の診療情報を理解し、診断内容及び治療経過を踏まえて適切な判断を行うため、診療情報への実質的なアクセス及び十分な説明が不可欠と考えます。

第5 厚生労働省の指針

厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日医政発第0912001号）」は、患者との信頼関係の確保及び自己決定支援の観点から、診療情報の積極的な提供及び説明を求めています。

しかしながら、本件では、患者が診断根拠及び診療経過について十分な説明を受けることが困難な状況が生じており、当該指針の趣旨が十分に実現されているかについて、制度的検討を要する状況が生じています。

第6 制度上の問題

本件は、一医療機関における個別対応にとどまらず、

- 1 患者の自己情報アクセス権
- 2 患者の説明請求権
- 3 診療情報提供制度の実効性
- 4 医療安全相談制度の機能
- 5 地方厚生局と厚生労働省本省との役割分担
- 6 医療監督行政における救済の実効性

に関わる制度的課題を含んでいます。

現状では、患者が説明制限運用の妥当性を争った場合であっても、その適否を第三者的に検証する制度が十分に機能しているとはいえません。そのため、本件は単なる一病院の対応の問題ではなく、患者の権利保障及び医療監督行政の在り方に関する制度的課題として検討されるべきものと考えます。

第7 陳情事項

本件について、地方自治法第99条に基づき、国会、厚生労働省その他関係行政庁に対し、患者の診療情報アクセス権及び説明請求権の実効的保障に関する制度改善を求める意見書の提出を求めます。

陳情番号	107-1	付議年月日	8.6.23
件名	藤沢市宮原地区における宗教施設（モスク）建設計画に関する陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横須賀市野比2-20-15 米谷 八州春 外125人		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>私たちは、藤沢市宮原地区で計画されている宗教施設（モスク）の建設について、地域住民の生活環境、安全及び地域社会との調和の観点から強い懸念を抱いております。</p> <p>宗教の自由は憲法上尊重されるべき重要な権利であります。しかしながら、一定規模以上の宗教施設は、礼拝や集会等により短時間に多数の利用者が集中する特性を有しており、交通混雑、違法駐車、騒音、周辺環境への影響等、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>特に本計画は住宅地周辺における施設建設であり、地域住民に対して十分な説明や理解を得るための対応がなされているとは言い難い状況です。</p> <p>また、現行制度においては、建築基準法及び都市計画法上の基準を満たしている場合であっても、地域社会への影響、住民との調整、運営実態等について十分な検証が行われないまま計画が進行する事例が存在しております。</p> <p>さらに、本建設計画における建築主及び将来の運営主体の実態についても、住民として大きな懸念を抱いております。</p> <p>建築主は宗教法人名義となっている一方で、実際の資金拠出者、意思決定者、運営主体等について十分な情報公開がなされておらず、宗教法人が実態を伴った責任主体であるかについて慎重な確認が必要であると考えます。</p> <p>仮に、宗教法人が実質的な管理・運営責任を負わず、第三者が資金や運営を実質的に支配している場合には、宗教法人制度の趣旨に照らしても適正性が問われる可能性があります。</p> <p>欧州諸国においては、大規模宗教施設の建設及び運営をめぐる、交通問題、住民対立、行政の後追い対応等が社会問題化した事例も存在しており、神奈川県においても同様の混乱を未然に防ぐため、慎重かつ適切な対応が求められます。</p> <p>よって、神奈川県に対し、下記事項について強く陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>一、本建設計画が建築基準法、都市計画法その他関係法令に適合しているか、慎重な確認を行うこと。</p>			

二、建築主とされる宗教法人が、実態を伴った責任主体であるかについて確認を行うこと。

三、資金の出所、土地取得の経緯、運営体制及び責任の所在について、必要な範囲で実態確認を行うこと。

四、礼拝日及び集会開催時等における交通混雑、違法駐車、騒音その他生活環境への影響について、関係機関と連携し必要な調査及び指導を行うこと。

五、周辺住民への十分な説明、情報公開及び意見聴取の機会が確保されるよう必要な対応を行うこと。

六、今後、神奈川県内における大規模宗教施設建設について、地域社会との調和を図るための指針及び制度整備について検討を行うこと。

地域住民の生活環境と安全を守る観点から、行政による適切かつ慎重な対応を求め、ここに署名いたします。

陳情番号	107-2	付議年月日	8.6.23
件名	藤沢市宮原地区における宗教施設（モスク）建設計画に関する陳情		
付議委員会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	横須賀市野比2-20-15 米谷 八州春 外125人		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>私たちは、藤沢市宮原地区で計画されている宗教施設（モスク）の建設について、地域住民の生活環境、安全及び地域社会との調和の観点から強い懸念を抱いております。</p> <p>宗教の自由は憲法上尊重されるべき重要な権利であります。しかしながら、一定規模以上の宗教施設は、礼拝や集会等により短時間に多数の利用者が集中する特性を有しており、交通混雑、違法駐車、騒音、周辺環境への影響等、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>特に本計画は住宅地周辺における施設建設であり、地域住民に対して十分な説明や理解を得るための対応がなされているとは言い難い状況です。</p> <p>また、現行制度においては、建築基準法及び都市計画法上の基準を満たしている場合であっても、地域社会への影響、住民との調整、運営実態等について十分な検証が行われないまま計画が進行する事例が存在しております。</p> <p>さらに、本建設計画における建築主及び将来の運営主体の実態についても、住民として大きな懸念を抱いております。</p> <p>建築主は宗教法人名義となっている一方で、実際の資金拠出者、意思決定者、運営主体等について十分な情報公開がなされておらず、宗教法人が実態を伴った責任主体であるかについて慎重な確認が必要であると考えます。</p> <p>仮に、宗教法人が実質的な管理・運営責任を負わず、第三者が資金や運営を実質的に支配している場合には、宗教法人制度の趣旨に照らしても適正性が問われる可能性があります。</p> <p>欧州諸国においては、大規模宗教施設の建設及び運営をめぐる、交通問題、住民対立、行政の後追い対応等が社会問題化した事例も存在しており、神奈川県においても同様の混乱を未然に防ぐため、慎重かつ適切な対応が求められます。</p> <p>よって、神奈川県に対し、下記事項について強く陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>一、本建設計画が建築基準法、都市計画法その他関係法令に適合しているか、慎重な確認を行うこと。</p>			

二、建築主とされる宗教法人が、実態を伴った責任主体であるかについて確認を行うこと。

三、資金の出所、土地取得の経緯、運営体制及び責任の所在について、必要な範囲で実態確認を行うこと。

四、礼拝日及び集会開催時等における交通混雑、違法駐車、騒音その他生活環境への影響について、関係機関と連携し必要な調査及び指導を行うこと。

五、周辺住民への十分な説明、情報公開及び意見聴取の機会が確保されるよう必要な対応を行うこと。

六、今後、神奈川県内における大規模宗教施設建設について、地域社会との調和を図るための指針及び制度整備について検討を行うこと。

地域住民の生活環境と安全を守る観点から、行政による適切かつ慎重な対応を求め、ここに署名いたします。

陳情番号	107-3	付議年月日	8.6.23
件名	藤沢市宮原地区における宗教施設（モスク）建設計画に関する陳情		
付議委員会	陳 情 者		
環境農政常任委員会	横須賀市野比2-20-15 米谷 八州春 外125人		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>私たちは、藤沢市宮原地区で計画されている宗教施設（モスク）の建設について、地域住民の生活環境、安全及び地域社会との調和の観点から強い懸念を抱いております。</p> <p>宗教の自由は憲法上尊重されるべき重要な権利であります。しかしながら、一定規模以上の宗教施設は、礼拝や集会等により短時間に多数の利用者が集中する特性を有しており、交通混雑、違法駐車、騒音、周辺環境への影響等、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>特に本計画は住宅地周辺における施設建設であり、地域住民に対して十分な説明や理解を得るための対応がなされているとは言い難い状況です。</p> <p>また、現行制度においては、建築基準法及び都市計画法上の基準を満たしている場合であっても、地域社会への影響、住民との調整、運営実態等について十分な検証が行われないまま計画が進行する事例が存在しております。</p> <p>さらに、本建設計画における建築主及び将来の運営主体の実態についても、住民として大きな懸念を抱いております。</p> <p>建築主は宗教法人名義となっている一方で、実際の資金拠出者、意思決定者、運営主体等について十分な情報公開がなされておらず、宗教法人が実態を伴った責任主体であるかについて慎重な確認が必要であると考えます。</p> <p>仮に、宗教法人が実質的な管理・運営責任を負わず、第三者が資金や運営を実質的に支配している場合には、宗教法人制度の趣旨に照らしても適正性が問われる可能性があります。</p> <p>欧州諸国においては、大規模宗教施設の建設及び運営をめぐる、交通問題、住民対立、行政の後追い対応等が社会問題化した事例も存在しており、神奈川県においても同様の混乱を未然に防ぐため、慎重かつ適切な対応が求められます。</p> <p>よって、神奈川県に対し、下記事項について強く陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>一、本建設計画が建築基準法、都市計画法その他関係法令に適合しているか、慎重な確認を行うこと。</p>			

二、建築主とされる宗教法人が、実態を伴った責任主体であるかについて確認を行うこと。

三、資金の出所、土地取得の経緯、運営体制及び責任の所在について、必要な範囲で実態確認を行うこと。

四、礼拝日及び集会開催時等における交通混雑、違法駐車、騒音その他生活環境への影響について、関係機関と連携し必要な調査及び指導を行うこと。

五、周辺住民への十分な説明、情報公開及び意見聴取の機会が確保されるよう必要な対応を行うこと。

六、今後、神奈川県内における大規模宗教施設建設について、地域社会との調和を図るための指針及び制度整備について検討を行うこと。

地域住民の生活環境と安全を守る観点から、行政による適切かつ慎重な対応を求め、ここに署名いたします。

陳情番号	107-4	付議年月日	8.6.23
件名	藤沢市宮原地区における宗教施設（モスク）建設計画に関する陳情		
付議委員会	陳 情 者		
建設・企業常任委員会	横須賀市野比2-20-15 米谷 八州春 外125人		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>私たちは、藤沢市宮原地区で計画されている宗教施設（モスク）の建設について、地域住民の生活環境、安全及び地域社会との調和の観点から強い懸念を抱いております。</p> <p>宗教の自由は憲法上尊重されるべき重要な権利であります。しかしながら、一定規模以上の宗教施設は、礼拝や集会等により短時間に多数の利用者が集中する特性を有しており、交通混雑、違法駐車、騒音、周辺環境への影響等、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>特に本計画は住宅地周辺における施設建設であり、地域住民に対して十分な説明や理解を得るための対応がなされているとは言い難い状況です。</p> <p>また、現行制度においては、建築基準法及び都市計画法上の基準を満たしている場合であっても、地域社会への影響、住民との調整、運営実態等について十分な検証が行われないまま計画が進行する事例が存在しております。</p> <p>さらに、本建設計画における建築主及び将来の運営主体の実態についても、住民として大きな懸念を抱いております。</p> <p>建築主は宗教法人名義となっている一方で、実際の資金拠出者、意思決定者、運営主体等について十分な情報公開がなされておらず、宗教法人が実態を伴った責任主体であるかについて慎重な確認が必要であると考えます。</p> <p>仮に、宗教法人が実質的な管理・運営責任を負わず、第三者が資金や運営を実質的に支配している場合には、宗教法人制度の趣旨に照らしても適正性が問われる可能性があります。</p> <p>欧州諸国においては、大規模宗教施設の建設及び運営をめぐる、交通問題、住民対立、行政の後追い対応等が社会問題化した事例も存在しており、神奈川県においても同様の混乱を未然に防ぐため、慎重かつ適切な対応が求められます。</p> <p>よって、神奈川県に対し、下記事項について強く陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>一、本建設計画が建築基準法、都市計画法その他関係法令に適合しているか、慎重な確認を行うこと。</p>			

二、建築主とされる宗教法人が、実態を伴った責任主体であるかについて確認を行うこと。

三、資金の出所、土地取得の経緯、運営体制及び責任の所在について、必要な範囲で実態確認を行うこと。

四、礼拝日及び集会開催時等における交通混雑、違法駐車、騒音その他生活環境への影響について、関係機関と連携し必要な調査及び指導を行うこと。

五、周辺住民への十分な説明、情報公開及び意見聴取の機会が確保されるよう必要な対応を行うこと。

六、今後、神奈川県内における大規模宗教施設建設について、地域社会との調和を図るための指針及び制度整備について検討を行うこと。

地域住民の生活環境と安全を守る観点から、行政による適切かつ慎重な対応を求め、ここに署名いたします。

陳情番号	108	付議年月日	8 . 6 . 24
件名	中断前提のキャリア形成を可能とする労働環境整備に関する陳情		
付議委員会	陳 情 者		
産業労働常任委員会	横浜市神奈川区七島町39-1 すがらくぼ新館202 児玉悠平		
<p>【要旨】 病気、障害、妊娠・出産、育児、介護など、誰もが人生の中で経験し得る「中断」によってキャリアを断念せざるを得ない現状を改善し、神奈川県として、中断前提のキャリア形成を可能とする指針・制度整備を求める。</p> <p>【陳情の趣旨】 近代社会の労働制度は、「健康で長時間働ける男性」を標準としたキャリアモデルを前提に構築されてきました。その結果として、病気になった人、障害を負った人、妊娠・出産・育児を担う女性、介護や看護を担う人、パートタイム・短時間勤務者など、中断を経験する県民がキャリア形成から排除されやすい構造が生じています。 これは個人の努力不足ではなく、制度設計そのものが「中断」を想定していないことに起因する構造的な問題です。 神奈川県は人口規模が大きく、産業構造も多様であり、中断を理由にキャリアを断念する人が増えることは、県の労働力確保、地域経済、少子化対策の観点からも重大な課題です。 よって、県として以下の施策の実施を求めます。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「中断前提キャリア指針」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・中断を理由とした不利益取扱いの禁止 ・中断後の復職支援の強化 ・パートタイム・短時間勤務者を含む柔軟な働き方の促進 ・中断を前提としたキャリア形成の理念の明文化 ケア負担の可視化と偏り防止の県内調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護・看護等のケア負担の実態調査 ・性別・雇用形態による偏りの把握 ・ケア負担の偏りを防ぐためのガイドライン策定 中断に伴う業務カバーの公平化を促進する制度の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・カバーを“個人の善意”に依存しない仕組み ・カバー負担の偏りを防ぐ調整機能の整備 ・中小企業向けの支援制度（助成金等）の検討 ・カバー手当等の導入可能性の検討 			

4. 長時間労働を前提としない評価制度の普及促進

- ・勤務時間の長さを評価基準としない制度の普及
- ・成果・協働・ケアへの貢献など、多元的な評価軸の導入支援
- ・中断を経験した労働者が不利にならない評価制度の整備
- ・県内企業の好事例の収集・公表

【結語】

本陳情は、特定の属性を優遇するものではなく、「誰もが人生の中で経験し得る中断を前提にした社会」を実現するためのものです。

中断を理由にキャリアを断念する県民を減らすことは、神奈川県を持続可能性を高め、すべての県民が尊厳をもって暮らせる社会の基盤となります。

つきましては、本陳情の趣旨をご理解いただき、必要な施策の検討・推進を強く要望いたします。

陳情番号	109	付議年月日	8.6.24
件名	国外犯事件における国際捜査共助の迅速かつ適正な実施について陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	横浜市金沢区富岡東5-2-19 木村英之		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>近年、国際化の進展に伴い、留学、海外勤務、海外事業活動及び観光等により、神奈川県民が海外で犯罪被害に遭遇する機会が増加している。国外で発生した犯罪について、日本に捜査権が帰属し、日本の刑法又は特別刑法により処罰が可能な事案であっても、容疑者、関係者及び証拠が海外に所在する為、真相解明には国際捜査共助条約(MLAT)に基づく現地捜査当局に対する囑託捜査の要請が必要不可欠である。</p> <p>しかしながら、国外犯事件においては、告訴が受理された後も国際捜査共助が実施されないまま長期間経過する事例が存在し、被害者救済や刑事司法の実現に重大な支障を生じさせるおそれがある。</p> <p>よって神奈川県議会に対して、神奈川県警察の国外犯事件における国際捜査共助制度の迅速かつ適正な実施について、必要な検証及び改善並びに指導を求める。</p> <p>【陳情の理由】</p> <p>一 国外犯罪に対する刑事司法の実効性を確保する為には、国際捜査共助制度が適切に機能することが不可欠である。特に容疑者や証拠が海外に所在する事案では、日本国内の捜査のみでは真相解明に限界があり、現地捜査当局への共助要請の実施が事件解決の重要な前提となる。</p> <p>二 我が国は諸外国との間で刑事共助条約等を締結しており、国外犯事件においては犯罪事実が特定され、刑法国外犯規定に該当する事案であれば、国内事件と同様に速やかに国際捜査共助を活用する制度が整備されている。国内からの逃亡犯のみならず、海外発生の国外犯事件もまた、犯罪事実が特定され告訴が受理された事案については、現地捜査当局への捜査請求を行うことが捜査着手の第一歩であり、これは捜査当局共通の認識である。</p> <p>三 国際捜査共助において、検察庁は現地捜査当局に対し、警察に単独の捜査請求権があり、告訴を受理した警察が囑託捜査を要請することが通常手続きであるとの見解を示した。</p> <p>四 警察当局は、犯罪事実を特定し、告訴受理した事案に関しては、警察が捜査着手し、訴追に必要な十分な捜査を尽くした後に検察庁に送致するという法制度に従った職務執行を堅持している。</p> <p>五 国外犯事件は、日本に捜査権が帰属するものの、捜査の実態は現地警察による逮捕権及び取調権の行使を伴う囑託捜査となり、搜索・逮捕令状も現地裁判所が発行することとなる。</p> <p>六 海外発生の国外犯事件においては、関係機関が保有する電子データ、通信記録、監視映像、</p>			

公的文書、その他有罪立証に必要となる証拠が国外に存在する。これらの証拠は保存期間の経過等によって散逸又は消失する危険がある為、現地捜査当局への迅速な共助手続が特に重要である。

七 しかしながら、海外発生 of 国外犯事件の中には、告訴受理後も国際捜査共助手続が長期間実施されず、捜査が停滞し、被害者が著しい不安と不利益を被る事例が存在する。犯罪事実及び容疑者が特定され、現地捜査当局への照会、証拠の搜索・押収・保全並びに容疑者の逮捕・取調等により捜査の進展が想定できるにも関わらず、共助要請が行われないうまま長期間経過する事例が存在し、国際捜査共助の遅延が事件解明の妨げとなるおそれがある。

八 コロナ禍の収束後は、多くの神奈川県民の国外活動が活発化し、県民が国外で犯罪被害に遭遇する可能性も高まっている。刑事国際共助迅速化と適正化は、一個人の問題ではなく、将来に亘って海外で犯罪被害に遭遇する可能性のある全ての神奈川県民に共通する問題であり、県民の生命、身体、財産及び法的権利を擁護する為にも、実現しなければならない重要課題である。

九 国外犯事件は、容疑者、証拠及び関係機関が海外に所在する為、国内事件以上に時間的経過による犯人逃走・証拠散逸の危険が高い。従って、国際捜査共助の要否判断及び手続着手については、迅速性が強く求められるものであり、容疑者が特定済みであるにも関わらず、国際捜査共助要請を未実施のままとし、放置することは許されず、迅速な国際共助を実施しなければならない。

以上の理由により、神奈川県議会において本件について検討の上、必要な施策の推進を図るよう陳情するものである。

【陳情事項】

- 一 国外犯事件における国際捜査共助手続の運用状況及び課題について実態を把握し、その改善に向けた検討を行うこと。
- 二 国外犯事件に係る国際捜査共助制度の円滑な実施を図る為、人的体制及び運用体制の拡充について継続的に検証し、必要な改善措置を講ずること。
- 三 容疑者、証拠又は関係機関が海外に所在する事案について、捜査担当部署と国際捜査担当部署との警察内部の連携体制を強化すること。
- 四 国外で発生した犯罪に対する国際捜査共助については、現地捜査当局との連絡・協力・連携を強化、活発化すると共に国際共助についての意見交換と提言を行うこと。
- 五 国外犯事件の被害者等に対し、捜査の支障とならない範囲で適切な情報提供及び相談対応を行う体制の拡充を図ること。
- 六 国外犯事件において国際捜査共助の必要性が認められる場合には、証拠散逸及び時機の逸失を防止する為、合理的な一定期間内に共助手続が進められるよう規程の改正を図ること。
- 七 国外犯事件に係る国際捜査共助について、告訴受理後の手続の進捗管理及び実施状況の検証を継続的に行い、長期間未着手となる事案が生じないよう必要な措置を図ること。
- 八 前各項に掲げる国際捜査共助制度の運用改善、人的体制の拡充及び進捗管理に関する取組について、その実施状況及び成果を継続的に検証し、被害者等の関係者及び県民に対し適切な形で公表を行うことにより、制度運用の透明性及び説明責任の確保を図ること。